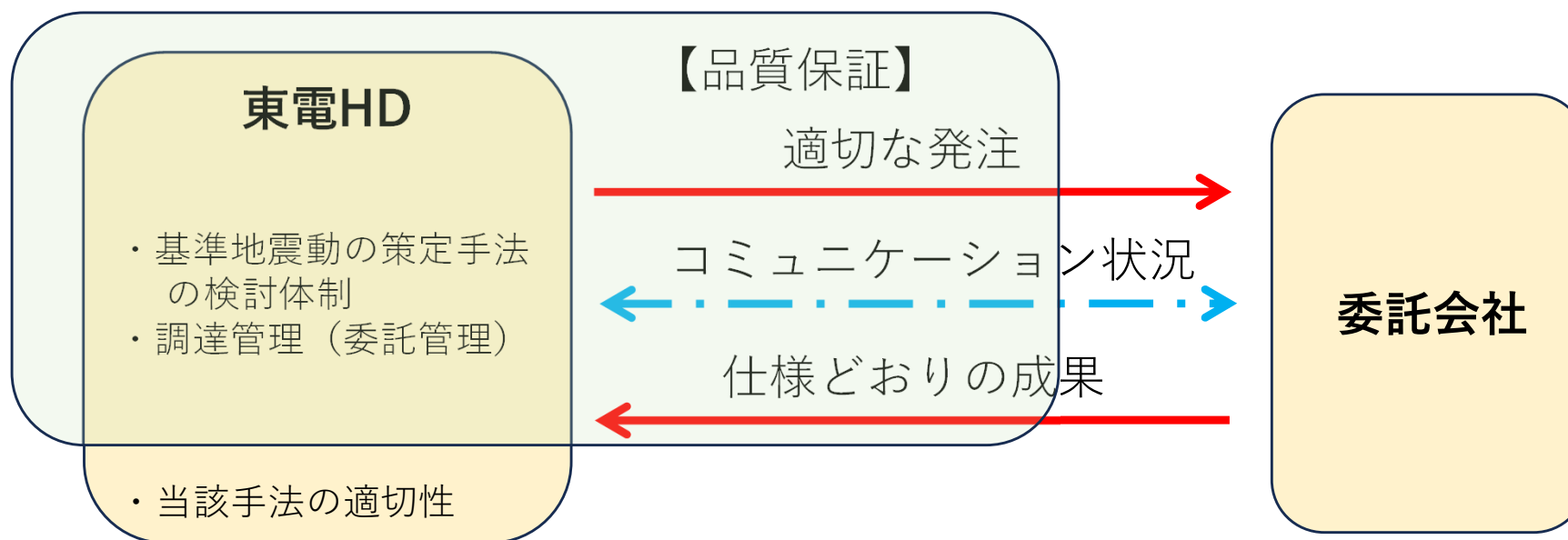


4. 柏崎刈羽発電所6、7号機における基準地震動策定手法の適切性に係る検査(1/2)

(1) 本規制検査実施の背景

中部電力において、基準地震動策定のための地震動評価における代表波選定が、審査会合での説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いが発覚したことから、規制事務所独自で、柏崎刈羽発電所での同活動について規制検査を行った。

(2) 検査の視点



【検査のポイント（調達管理）】

- 事業者が審査会合で説明したとおりに、適切な手法を用いているか。
- 事業者は委託会社に適切に発注し、委託会社から仕様どおりの成果を受け取ったか。

4. 柏崎刈羽発電所 6、7号機における基準地震動策定手法の適切性に係る検査(2/2)

(3) 検査結果：規制事務所として確認した範囲においては、調達管理における東電HDの当該活動に問題となるものは確認されず

- a. 不適切な手法を使っていた他社と違い、地震動の伝搬特性や表層の地盤特性が既存の記録に既に含まれている中越沖地震・中越地震等の過去に測定されたデータを用いる手法を、**審査会合での説明と相違なく活用している**ことを確認した（経験的グリーン関数法）。
（当該事業者は、統計的グリーン関数法を使用していた。）
- b. 事業者が行う委託管理や結果確認等の手法などについて、**品質保証の観点で問題は確認されなかった**。
- c. 事業者が、本業務に係る作業内容を**適切に委託会社に発注**していることを確認した。
- d. 事業者は、**委託会社から仕様どおりの成果を受け取った**ことを確認した。